

第70号議案

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部
改正

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部を改
正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財産区特別会計の設置に関する条例及び新城市財産区管理会条例の一部
を改正する条例

(新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正)

第1条 新城市財産区特別会計の設置に関する条例(平成17年新城市条例第97号)
の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号と
し、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号から第17号までを削
り、第18号を第11号とし、第19号から第22号までを7号ずつ繰り上げる。

(新城市財産区管理会条例の一部改正)

第2条 新城市財産区管理会条例(平成17年新城市条例第238号)の一部を次の
ように改正する。

別表中

「

新城市東郷財産区
新城市塩沢組財産区
新城市吉川組財産区
新城市吉川上組財産区
新城市小畑財産区

」

を

「

新城市東郷財産区
新城市吉川組財産区

」

新城市小畑財産区

に、

新城市八名井財産区
新城市塩沢上組財産区
新城市塩沢下組財産区
新城市吉川上林組財産区
新城市吉川下組財産区
新城市長篠財産区
新城市大野財産区

を

新城市八名井財産区
新城市大野財産区

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、財産処分をした財産区の特別会計及び財産区管理会を廃止するため必要があるからである。